

大規模災害に備えるために

～千葉県防災基本条例の制定～

条例制定 の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害発生時の被害の最小化を図るには、自助・共助の取組が不可欠であることから、県はもとより県民、事業者、自主防災組織などの役割や取組事項を明らかにし、自助・共助の取組を一層推進するため「**千葉県防災基本条例**」を制定しました。(平成25年12月)

大規模災害に備え、**自助・共助・公助**が一体となり、相互に連携して継続的な防災対策に取り組み、災害に強い千葉県をつくっていきましょう！

自助 「自分の命は、自分で守る」

災害時に適切に行動できる力を身につけよう!!

【県民の取組】

- 地震や津波、台風などの自然災害に関する正しい知識を身につけるため、防災訓練や講習会に参加する。
- 災害時には、防災行政無線やテレビ・ラジオなどにより自ら正しい情報を把握し、避難勧告、避難指示等があったときは、速やかに行動する。
- 津波が予想される場合は、高台や津波避難施設等へ直ちに避難する。
- 帰宅困難者となった場合は、むやみに帰宅しない。



日頃から災害に備えよう!!

【県民の取組】

- 指定緊急避難場所、避難経路や家族との連絡手段を確認する。
- 建築物の耐震対策や家具・家電の固定化、消火器・感震ブレーカーの設置等を行う。
- 食料、飲料水、医薬品等の生活必需品を備蓄し、特に必要な物資を入れた非常持出袋を用意する。

【事業者の取組】

- 災害時に事業の継続や早期の再開を行うため、あらかじめ、必要な措置を行う。



共助 「自分たちのまちは、自分たちで守る」

地域みんなで助け合おう!!

【県民の取組】

- 自主防災組織等の活動に参加するなど、地域の人々と防災に取り組む。
- 災害時には、自分の身の安全を確保しながら、隣近所に避難を呼びかけるなど、相互に助け合う。
- 避難所では、生活環境を良好に保つため、他の避難者と協力し合う。

【自主防災組織の取組】

- 防災資機材を備蓄する。
- 安全を確保した上で、地域住民の避難誘導、救出・救護等を行う。

災害時要援護者を地域で守ろう!!

【自主防災組織の取組】

- 災害時要援護者一人ひとりについて誰がどこへ避難させるのかなどの避難支援体制づくりに協力する。



公助 「県や市町村などの取組」

自助・共助の取組への支援

- 耐震対策・液状化対策に関する情報の提供。
- 自主防災組織の設立や機能強化の支援。
- 子どもの発達段階に応じた防災教育の実施。



防災関係機関の災害対策

- 堤防等公共土木施設の整備改修。
- 県民への避難指示や災害に関する情報の発信。
- 迅速な復旧・復興を図るための体制整備と施策の実施。